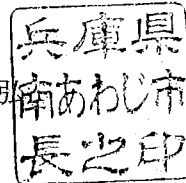




南あ環境発第248号
平成29年8月24日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

南あわじ市長 守 本 憲 様



第8回議会報告会「市民の意見交換会のまとめ」おける回答依頼に対する回答について

先日受領しました第8回議会報告会「市民との意見交換会のまとめ」に対する回答依頼につきまして、別紙のとおり回答致します。

別紙回答書

質 疑

生物多様性条約に基づく、生物多様性基本法では、市町村に生物多様性地域戦略策定の努力義務があるが、本市の状況は。

回 答

現在は未策定である。今後の見通しについて、生物多様性地域戦略のなかで、保全に重点をおいた施策として掲げられている「外来生物等による被害の防止」という基本戦略事項があるが、南あわじ市においては、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト」によれば、警戒種の分布数は播磨・但馬地方等と比較しても少なく又、「主要水系における要注意外来生物（植物）の分布調査結果」においても調査対象 14 水系 43 種類のうち、三原川は 13 種類と一番少ない（参考までに 2 番目に少ない水系は、千種川で 25 種類）。更に、「地域の生物多様性の保全」という戦略事項も記載されているが、南あわじ市においては、自然地域の占める割合も比較的大きく、開発や自然伐採等による懸念材料も小さい。以上の様な事から、現段階では策定する必要性は低いと考える。